

## 第23回参議院比例代表選挙滋賀県医師連盟推薦

は に ゆ う だ

### ◇羽生田たかし日医連副委員長所信表明◇

～4/27(土)「医療関係者の集い」～



4月27日(土)大津市内で「医療関係者の集い」が開催され、その第2部において、次期参議院比例代表選挙立候補予定者の羽生田たかし日医連副委員長(日医副会長)は、「医療の将来を語る—医療現場の声を国政に届けるために—」と題して講演、多くの支援者が集まるなか所信表明を行った。

羽生田副委員長は講演のなかで、「すべての人にやさしい医療を」という基本理念で立候補を決意したと述べ、日本の文化ともいべき世界に誇るべき公的医療保険制度—国民皆保険をしっかりと守り、医療を取り巻く多様な問題に本気で立ち向かっていくためには、まず日本医師会代表の国会議員を出し、日本の医療はこうあるべきだという確固たる言葉で提案できるようにしなければならないと語った。

すべての人にやさしい医療を続けていくことが、国民の健康につながり、幸せにつながるということを改めて訴えていきたいという羽生田副委員長の決意表明を受けて、滋賀県私立病院協会会長間嶋孝先生より熱い応援メッセージを頂戴し、次に笠原吉孝滋賀県医師連盟委員長、折田雄一先生(近江八幡市)、そして横倉義武日本医師連盟委員長の激励の言葉と続いた。最後に、笠原委員長の発声のもと、参加者全員による羽生田日医連副委員長激励の「ガンパローコール」で会場全体が盛り上がるなか、「医療関係者の集い」第2部が閉会した。



速報

### ◇二ノ湯たけし氏(自由民主党公認)の推薦を決定◇

滋賀県医師連盟では、6月13日(木)開催の代表者会において、7月に予定される第23回参議院議員通常選挙で滋賀県選挙区から立候補予定の二ノ湯たけし氏(自由民主党公認)の推薦を機関決定しました。

☆二ノ湯たけし氏プロフィール: 1977年生まれ 36歳 京都大学経済学部経済学科卒業 (財)松下政経塾第21期生 桜美林大学国際学研究所研究員 進学・学習塾「CLアカデミー」代表



誰にでも  
できる!

# 選挙運動について (参議院比例代表 (全国区))

主な活動のポイントです。できるところからひとつ、ひとつご協力をお願いいたします。  
私たち1人ひとりの発言や行動が世論をつくり、1票1票を積み上げることに必ずつながります。

## 参議院選挙、7月4日(木)公示・21日(日)投票 (予定)

### 選挙運動期間中 (公示日～投票日前日) にできる活動 (選挙運動)

『候補者の個人名』をあげて、投票依頼を行うことができます。

その際は必ず、『**比例区 (全国区=2枚目の投票用紙) も候補者の名前を書いて投票する**』ことも周知してください。

期日前投票を利用する方も増えてきているので、『毎日が投票日』のつもりで、活動を行いましょう。

参議院比例区 (全国区) は日本中どこにお住まいでも投票できますので、全国のお知り合いの方へお声がけをお願いします。

#### ① 投票のお願いをする。(投票方法の周知も含む)

・家族、職員、患者さん、友人・知人、関係業者の方へ投票依頼 (『参議院比例区 (全国区) は〇〇さんと名前を書いて投票してください』など) を行う。

**心を込めて、お願いすることが大切です。**

・街頭、お店、電車、バスのなかで、たまたま会った友人・知人、患者さんへ投票依頼を行う。  
(個々面接)

・友人・知人や親戚などへ電話を掛けて、投票依頼を行う。

・医師会や医師連盟の会合、職場の朝礼で投票依頼を行う。

・投票日当日に選挙に行けない方へは、「期日前投票」に行ってもらおうとお話をする。

・期日前投票の利用促進のため、職員等が投票を行ったのか、確認を行う。

(『毎日が投票日』を合言葉にして、会議、朝礼などで会員や医療機関の職員へ、また、家族、友人等に期日前投票の利用を促してください)



#### ② ポスターを貼る。

証紙貼付済みの選挙用ポスター (屋外用、A3版 42cm×30cm 全国で7万枚) を医療機関や自宅などの壁や扉に掲示しましょう。掲示する際は、なるべく多くの人の目に触れる場所、**期日前投票所や投票所の近くに、より多く掲示できるよう、事前に貼り出す場所を把握しておいてください。**証紙貼付済みポスターは**必ず屋外に掲示**してください。掲示したポスターは、投票日もそのまま屋外に掲示しておけます。(選挙区の候補者とは異なり、比例区 (全国区) では、ポスター掲示板は設置されません)

#### ③ ホームページ・フェイスブック等の利用について。

医師連盟や会員の開設している、ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッターに『比例区 (全国区) は〇〇さんへ』と具体的に候補者の名前を出して投票依頼の書き込みを継続的に行う。(インターネットを利用した選挙運動については3面をご覧ください)

#### ⊗ 選挙運動期間中 (投票日当日も含む) にできないこと

- ・サポーター名簿を配布すること。
- ・候補者の名前が入ったリーフレットや名刺を配付すること。
- ・候補者の名前や投票依頼に関する文書を郵便などで送ること。
- ・証紙のないポスターを屋外に掲示すること。  
(室内に貼付されているポスターは、証紙がなくても、投票日まで掲示できます)
- ・飲食物の提供等の買収行為。(投票依頼の電話掛けの方に報酬を払うことも禁止されています)
- ・未成年者等の選挙運動。(インターネットを利用した投票依頼も含まれます)

### 投票日当日にできる活動

投票依頼はできませんが、まだ選挙に行っていない人へ投票に行くように促すことは大切な活動です。

- ① 選挙 (投票) にまだ行っていない、家族や職員に対して「今日は投票日なので、必ず選挙に行ってください」と働きかける。  
(電話、メールでもOK)

### 参議院比例区 (全国区) の投票方法について

参議院比例区 (全国区) は名前を書いて投票する選挙です

1枚目 それぞれの都道府県で  
地元の都道府県選挙区候補者名を

2枚目 全国で  
比例代表 (全国区) も候補者名を必ずお書き下さい

全国どこにお住まいでも  
2011年 (平成13年) より制度が変わり、  
比例区も候補者名 (個人名) を書くこととなりました